岩崎電気株式会社
証券コード　6924

第106回定時株主総会
招集ご通知

日時　2021年6月25日(金曜日)
　　午前10時（受付開始 午前9時）
場所　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
　　サンライズビル　2階ザ・グリーンホール
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

・株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からマスクのご持参・ご着用をお願い申しあげます。また、会場入口付近で検温を実施させていただきます。
何卒ご理解の程お願い申しあげます。

IWASAKI

○目次

第106回定時株主総会招集ご通知 …… 1

(株主総会参考書類)
第１号議案　剰余金処分の件 …… 6
第２号議案　取締役８名選任の件 …… 7
第３号議案　監査役１名選任の件 …… 13
第４号議案　補欠監査役１名選任の件 …… 14

(提供書面)
事業報告
１．企業集団の現況 …… 16
２．会社の現況 …… 23

連結計算書類
連結貸借対照表 …… 32
連結損益計算書 …… 33
連結株主資本等変動計算書 …… 34

計算書類
貸借対照表 …… 35
損益計算書 …… 36
株主資本等変動計算書 …… 37

監査報告書
連結計算書類に係る会計監査報告 …… 38
計算書類に係る会計監査報告 …… 40
監査役会の監査報告 …… 42

株主総会会場ご案内図

証券コード　6924
2021年6月7日

株　主　各　位

東京都中央区東日本橋一丁目1番7号
岩崎電気株式会社
代表取締役社長　伊藤義剛

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第106回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。
［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年6月24日（木曜日）午後5時20分までに議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1．日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時

2．場　　所　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　２階ザ・グリーンホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目 的 事 項

報 告 事 項　1．第106期(2020年４月１日から2021年３月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第106期(2020年４月１日から2021年３月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

4．議決権行使についてのご案内

（1）議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

5．インターネットによる開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.iwasaki.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。
① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
③ 連結計算書類の「連結注記表」
④ 計算書類の「個別注記表」
なお、上記①②は監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれております。
また、上記③④は監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.iwasaki.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎ 当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定であるとともに、軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

◎ 当日ご出席の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、お手数ながらマスクのご持参・ご着用をお願い申しあげます。また、会場入口付近で検温をさせていただき、体調不良と思われる方は入場をお断りいただく場合がございます。

◎ 当日会場の本株主総会スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で応対をさせていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後５時20分到着分まで



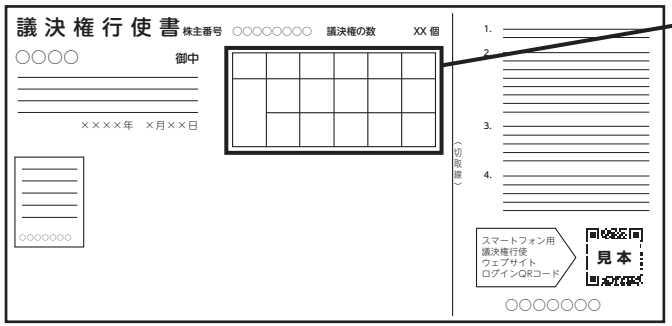
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後５時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第１、３、４号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

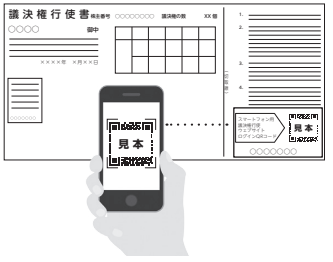
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

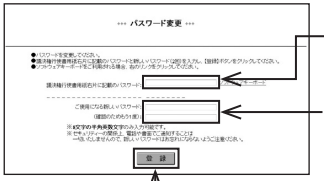
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　平日９：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社の配当政策は、安定的な配当の継続を基本とし、将来の事業展開に備えて内部留保を勘案しつつ、当期の業績並びに事業環境を考慮して配当金を決定しております。
当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
　金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式　　１株につき金 40 円
　配当総額　　306,489,600 円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　2021年６月28日

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（７名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役を１名増員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位	属　性
1	伊藤（いとう）　義剛（よしたけ）	代表取締役社長	再任
2	加藤（かとう）　昌範（まさのり）	取締役 上席執行役員	再任
3	稲森（いなもり）　真（まこと）	取締役 上席執行役員 兼 ㈱ｱｲ･ﾗｲﾃｨﾝｸﾞ･ｼｽﾃﾑ 代表取締役社長	再任
4	上原（うえはら）　純夫（すみお）	取締役 上席執行役員 光・環境事業部長	再任
5	青山（あおやま）　誠司（せいじ）	取締役 上席執行役員 照明事業部長	再任
6	大屋（おおや）　健二（けんじ）	社外取締役	再任 社外 独立
7	田内（ないだ）　常夫（つねお）	社外取締役	再任 社外 独立
8	須永（すなが）　順子（じゅんこ）		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者　新任 新任取締役候補者　社外 社外取締役候補者　独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いとう よしたけ 伊藤義剛 (1958年5月11日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 12回中12回（100.0%）	1983年４月　当社入社 2006年４月　当社国内営業事業部 営業統括部長 2007年７月　当社管理本部 経営企画部長 2012年６月　当社執行役員 管理本部長 2012年10月　当社執行役員 管理本部長 兼 総務部長 2013年４月　当社執行役員 光応用事業本部長 2015年４月　当社上席執行役員 光応用事業本部長 2015年６月　当社取締役 上席執行役員 光応用事業本部長 2016年４月　当社代表取締役社長 2019年４月　当社代表取締役社長 兼 照明事業部長 2020年７月　当社代表取締役社長（現任） 【取締役候補者とした理由】 営業部門、経営企画等管理部門、光応用事業部門を経て、2016年４月に代表取締役社長に就任しており、今までの経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	11,400株
2	かとう まさのり 加藤昌範 (1959年10月19日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 12回中12回（100.0%）	1983年４月　株式会社第一勧業銀行 入行 2009年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）国際審査部長 2011年６月　当社国際営業部部長 2012年４月　当社財務経理部長 2013年６月　当社取締役 管理本部長 2017年４月　当社取締役 上席執行役員 経営管理部、情報システム部、財務経理部管掌 2018年４月　当社取締役 上席執行役員 ライティングソリューション事業本部長、財務経理部管掌 2019年４月　当社取締役 上席執行役員 知財法務部、ＣＳセンター担当、財務経理部管掌 2021年４月　当社取締役 上席執行役員 知財法務部、ＣＳセンター、広報宣伝室担当、総務部管掌、ＩＲ担当（現任） 【取締役候補者とした理由】 銀行勤務を経て、当社入社後、海外事業部門、財務・経営管理部門、海外事業を含めた民間市場の新チャネル開発と開発・製造・販売までを担う事業組織の運営、財務部門の管掌等を務め、現在、知財法務、ＣＳ部門、ＩＲを担当し、総務部門を管掌する役員として業務に精通しており、その職務・職責を適切に果たしております。今までの豊富な経験と知見を活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると判断しております。	5,100株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	いなもり まこと 稲森 真 (1958年11月21日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 12回中12回(100.0%)	1979年４月　当社入社 2008年10月　当社営業技術部長 2012年６月　当社執行役員 技術本部長 2015年４月　当社上席執行役員 技術本部長 2017年４月　当社上席執行役員 知財法務部、品質保証部、新技術開発部、営業技術部、評価試験センター管掌 2018年６月　当社取締役 上席執行役員 知財法務部、品質保証部、評価試験センター担当、新技術開発部、営業技術部管掌 2019年４月　当社取締役 上席執行役員 埼玉製作所長、品質保証部、評価試験センター担当、生産技術部管掌 2021年４月　当社取締役 上席執行役員 埼玉製作所長、評価試験センター担当、生産技術部管掌 2021年５月　当社取締役 上席執行役員 兼株式会社ｱｲ･ﾗｲﾃｨﾝｸﾞ･ｼｽﾃﾑ 代表取締役社長（現任） 【取締役候補者とした理由】 営業技術部門に長年携わるなど豊富な業務経験を有し、製造事業所長を務めた後、製造子会社の社長を務めるなど業務に精通しております。こうした経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	2,300株
4	うえはら すみお 上原 純夫 (1960年5月15日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 12回中12回(100.0%)	1983年４月　当社入社 2006年４月　当社光源事業部 映像光源部長 2010年４月　当社生産技術部長 2012年４月　当社光応用事業本部 映像光源部長 2014年４月　当社執行役員 光応用事業本部 副本部長 2016年４月　当社執行役員 光・環境事業本部長 2017年４月　当社上席執行役員 埼玉製作所長 兼光・環境事業本部長 2019年４月　当社上席執行役員 光・環境事業部長 2019年６月　当社取締役 上席執行役員 光・環境事業部長 2021年５月　当社取締役 上席執行役員 埼玉製作所長 兼光・環境事業部長、生産技術部管掌（現任） 【取締役候補者とした理由】 光応用部門、生産技術部門に長年携わるなど豊富な業務経験を有し、製造事業所長を務めるなど業務に精通しております。こうした経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	1,100株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	あおやませいじ 青山誠司 (1968年7月16日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 10回中10回(100.0%)	1991年４月　当社入社 2012年４月　当社国内営業本部 福岡営業所長 2018年４月　当社執行役員 国内事業本部 副本部長 兼 国内事業推進部長 2019年４月　当社執行役員 照明事業部 副本部長 兼 照明事業企画推進部長 2020年４月　当社上席執行役員 照明事業部 副事業部長 兼 照明事業企画推進部長 2020年６月　当社取締役 上席執行役員 照明事業部 副事業部長 兼 照明事業企画推進部長 2020年７月　当社取締役 上席執行役員 照明事業部長 兼 照明事業企画推進部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 営業部門に長年携わり豊富な業務経験を有し、照明事業を担当する役員として業務に精通しております。こうした経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	1,000株
6	おおやけんじ 大屋健二 (1949年11月４日生) 再任 社外 独立 【当事業年度の取締役会への出席状況】 12回中12回 (100.0%)	1972年４月　日本電装株式会社（現 株式会社デンソー） 入社 1997年１月　株式会社デンソー 新事業営業部長 2000年６月　同社 取締役 2004年６月　同社 常務役員 2007年６月　同社 専務取締役 2009年６月　同社 取締役副社長 2010年６月　アスモ株式会社 取締役社長 2014年６月　同社 顧問 2016年６月　同社 顧問 退任 2018年６月　当社取締役（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 株式会社デンソーの役員を務めた経験があり、社外取締役の立場から経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映させ、また、当社から独立した立場でコーポレートガバナンスの強化を図るなど、当社の経営に貢献できると判断しております。同氏には引き続き社外取締役として上記の役割を果たすことを期待しております。	1,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	たないつねお 田内常夫 (1957年1月24日生) 再任 社外 独立 【当事業年度の取締役会への出席状況】 12回中12回 (100.0%)	1981年４月　本田技研工業株式会社 入社 2004年６月　株式会社本田技術研究所 常務取締役 2006年４月　ﾎﾝﾀﾞｵﾌﾞｱﾒﾘｶﾏﾆｭﾌｧｸﾁｭｱﾘﾝｸﾞ・ｲﾝｺｰﾎﾟﾚｰﾃｯﾄﾞ 取締役副社長 2006年６月　本田技研工業株式会社 執行役員 2008年４月　ﾎﾝﾀﾞｵﾌﾞｱﾒﾘｶﾏﾆｭﾌｧｸﾁｭｱﾘﾝｸﾞ・ｲﾝｺｰﾎﾟﾚｰﾃｯﾄﾞ 取締役社長 2009年４月　本田技研工業株式会社 四輪事業本部長 2009年６月　同社 取締役 2011年６月　株式会社ケーヒン 代表取締役社長 2016年６月　同社 代表取締役社長 退任 2016年６月　本田技研工業株式会社 社友 2019年６月　当社取締役（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 本田技研工業株式会社において役員を務めた経験があり、社外取締役の立場から事業戦略及び経営戦略などに関する経験と豊富な見識を当社の経営に反映させ、また当社から独立した立場で経営全般に関する助言が期待できるため、当社の経営に貢献できると判断しております。同氏には引き続き社外取締役として上記の役割を果たすことを期待しております。	600株
8	すながじゅんこ 須永順子 (1960年9月25日生) 新任 社外 独立	1983年４月　日本電気株式会社 入社 1993年１月　NEC Electronics (USA) 出向 1997年４月　クアルコムジャパン株式会社（現 合同会社） 入社 1998年４月　同社 ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾄﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞｼﾆｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ 2008年11月　同社 シニアダイレクター 2016年６月　同社 副社長 2018年４月　同社 代表職務執行者社長(現任) ｸｱﾙｺﾑｼｰﾃﾞｨｰｴﾑｴｰﾃｸﾉﾛｼﾞｰｽﾞ有限会社 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ｸｱﾙｺﾑｼﾞｬﾊﾟﾝ合同会社 代表職務執行者社長 ｸｱﾙｺﾑｼｰﾃﾞｨｰｴﾑｴｰﾃｸﾉﾛｼﾞｰｽﾞ有限会社 代表取締役社長 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年にわたる携帯電話半導体事業での豊富な経験を通じて培った事業運営や関連業界に関するグローバルな見識をもとに、また、ダイバーシティ推進の観点から、当社の経営全般に対する監督およびチェック機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待できるため、当社の経営に貢献できると判断しております。	0株

注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者 大屋健二氏、田内常夫氏、須永順子氏 は社外取締役候補者であります。
3．取締役候補者 大屋健二氏 および 田内常夫氏 の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって大屋健二氏は３年、田内常夫氏は２年となります。
4．当社は、取締役候補者 大屋健二氏 および 田内常夫氏 を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、取締役候補者 須永順子氏 は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5．当社は、取締役候補者 大屋健二氏 および 田内常夫氏 との間で会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、大屋健二氏 および 田内常夫氏 の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 須永順子氏 が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6．取締役候補者 田内常夫氏は、2021年６月22日付けでメタウォーター株式会社の社外取締役に就任する予定であります。
7．当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年７月に契約更新する予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者につきましては、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者につきましては、選任後被保険者となります。
〔保険契約の内容の概要〕
① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め、全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。
② 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等、一定の免責事由がございます。
8．当事業年度の取締役会への出席状況につきましては、第106期に開催された取締役会について記載しております。また、青山誠司氏 につきましては、第105回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の回数を記載しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 渡邊正三氏 は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏　　名 (生年月日)	略　歴　、　当　社　に　お　け　る　地　位 （　重　要　な　兼　職　の　状　況　）	所有する当社の株式数
稲垣（いながき）　尚（たかし） (1959年4月24日生) 新任 社外	1984年 4 月　株式会社太陽神戸銀行 入行 2005年 6 月　株式会社三井住友銀行 熊本法人営業部長 2007年 4 月　同行 高円寺法人営業部長 2009年10月　同行 三田通法人営業部長 2012年 4 月　同行 執行役員 法人審査第一部長 2013年10月　同行 執行役員 法人部門副責任役員 2014年 4 月　同行 執行役員 ホールセール部門副責任役員 兼 リテール部門副責任役員 2017年 6 月　ＳＭＢＣ債権回収株式会社 代表取締役社長 2020年 6 月　株式会社陽栄 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社陽栄 代表取締役社長 【社外監査役候補者とした理由】 金融業務に従事した経験と経営者としての経験から高い見識を有しており、社外監査役として中立的・客観的立場から監査を行い、当社経営の透明性、監視・監督機能の維持向上に貢献できると考えております。	0株

（注）１．監査役候補者 稲垣 尚氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．監査役候補者 稲垣 尚氏は、社外監査役候補者であります。
３．監査役候補者 稲垣 尚氏は、過去10年間において当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。
４．監査役候補者 稲垣 尚氏は、2021年６月22日付けで株式会社陽栄ホールディングの代表取締役社長に就任する予定であります。
５．当社は監査役候補者 稲垣 尚氏が選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
６．当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年７月に契約更新する予定であります。監査役候補者 稲垣 尚氏は、選任後被保険者となります。その契約の概要につきましては、12頁に記載のとおりであります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
わたなべしょうぞう 渡邊正三 (1955年1月1日生) 新任 社外	1978年４月　株式会社太陽神戸銀行 入行 2007年４月　株式会社三井住友銀行 執行役員 東京中央ブロック部長 2008年５月　アットローン株式会社 代表取締役社長 2011年６月　プロミス株式会社 取締役 兼 専務執行役員 2013年６月　ライジングビルメインテナンス株式会社 代表取締役社長 2017年６月　当社監査役 兼 ライジングビルメインテナンス株式会社 代表取締役社長 2018年６月　当社監査役（現任） ライジングビルメインテナンス株式会社 代表取締役社長 退任 【補欠社外監査役候補者とした理由】 金融業務と企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営の透明性、監視・監督機能の維持向上に貢献できると考えております。	400株

（注）１．上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．渡邊正三氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．渡邊正三氏は、現在、当社の社外監査役であり、その就任からの年数は４年となります。また、同氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任する予定であります。
４．渡邊正三氏は、2021年６月29日付けで株式会社ＴＢＫの社外取締役に就任する予定であります。
５．当社は、渡邊正三氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
６．当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年７月に契約更新する予定であります。渡邊正三氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることになります。その契約の概要につきましては、12頁に記載のとおりであります。

＜ご参考＞　社外役員（取締役および監査役）の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

1．当社および当社グループ会社の業務執行者（取締役、執行役員その他の使用人）または監査役でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2．当社の大株主（議決権所有割合10％以上の株主）の重要な業務執行者（取締役、執行役員その他の重要な使用人）または監査役でないこと。
3．当社が大株主（議決権所有割合10％以上の株主）である会社の重要な業務執行者でないこと。
4．当社の主要な取引先（直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、当社との販売取引の対価の支払額または受取額が、連結総売上高の２％超）の重要な業務執行者でないこと。
5．直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、当社および当社グループ会社の主要な借入先である金融機関の取締役、監査役または執行役員その他の使用人でないこと。
6．当社から多額の報酬または寄付（直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、個人は１千万円以上、法人・団体は連結総売上高の２％超）を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家または研究・教育専門家でないこと。
7．当社および当社グループ会社または当社の主要な取引先または当社から多額の寄付を受領する団体の業務執行者の親族関係（３親等以内または同居親族）でないこと。
8．上記の他、独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

以 上

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大影響により、断続的な経済・社会活動の制限を受け、企業の設備投資の抑制や個人消費の落ち込みがあり景気は低迷しました。米国などでは持ち直しの動きはあるものの、欧州では感染症の再拡大による経済活動の制約が継続し、また、感染症の拡大が早期に収束した中国では、景気は緩やかな回復基調となるなど、地域差も出てきております。わが国経済においても、「経済活動の段階的な再開」と「感染症の拡大」を繰り返し、設備投資や雇用環境の持ち直しの動きは鈍く、景気回復に向けて一進一退の状況が続いており、先行きは依然として不透明な状況となりました。

このような環境の中、当社グループは「光テクノロジーを通して豊かな社会と環境を創造する」という企業理念のもと、照明事業と光・環境事業において、これまで培ってきた光技術と関連技術の融合を図り、独自性のある商品提供と、周辺事業を含めたトータルソリューションビジネスの展開を推進しております。当連結会計年度においては、感染症拡大の影響で、展示会の中止や対面営業の機会減少など、企業活動全体が制限を受けたことにより経費支出が抑制されました。その中で、当社グループにおいてはWEB会議ツールを使った商品や設計提案、動画による商品プレゼンテーション展開を図るなどの取り組みを行い拡販に努めてまいりました。また、在宅勤務や時差出勤などを実施し、業務の効率化、生産性の維持向上、経費節減に取り組みました。

これらの結果、売上高は53,587百万円（前年同期は59,274百万円で9.6%の減少）、営業利益は2,941百万円（前年同期は3,661百万円で19.7%の減少）、経常利益は3,191百万円（前年同期は3,885百万円で17.9%の減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,041百万円（前年同期は2,681百万円で23.9%の減少）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

＜照明＞

照明事業は、屋内、屋外照明共にLED照明器具の光の質の向上や、照明機器の利便性を追求した無線制御システム機器の開発に取り組み、商品ラインアップの増強を図りました。国内においては、国や地方自治体などの照明インフラに関し、リニューアル需要に対応したことなどにより、トンネル照明器具の売上高は増加しましたが、工場施設や商業施設においては、感染症により企業の設備投資が抑制されたことで、高天井器具などの売上高が減少となりました。また、前年同期の東京オリンピック・パラリンピック関連需要の反動を受け、投光器、景観・演出などといった照明器具の売上高は減少となりました。海外では、北米は堅調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は37,150百万円（前年同期は43,189百万円で14.0%の減少）、セグメント利益は3,510百万円（前年同期は4,651百万円で24.5%の減少）となりました。

＜光・環境＞

光・環境事業は、殺菌関連において、感染症の拡大防止に貢献すべく、紫外線技術を用いた空気循環式紫外線清浄機「エアーリア」の新商品を展開し、衛生面での環境改善に向けた提案活動を推進しました。さらに、紫外線技術だけでなくオゾン技術も応用し、空気除菌だけでなく、表面除菌の効果が得られる新商品をリリースしました。殺菌関連分野ではこれらの取り組みにより、売上高は増加となりましたが、UVキュア分野、環境試験装置分野では、主に印刷機器関連や自動車産業関連において、設備投資の凍結や延期の動きがあり、売上高は減少となりました。情報機器事業は、情報表示装置関連で前年を上回る件名納入がありましたが、無停電電源装置は前年ほどの需要の高まりがみられず、売上高は横ばいで推移しました。

これらの結果、売上高は16,481百万円（前年同期は16,159百万円で2.0%の増加）、セグメント利益は1,136百万円（前年同期は924百万円で22.9%の増加）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に行いました設備投資は726百万円であり、その主なものは照明事業430百万円、光・環境事業295百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期に行いました資金調達は、長期借入金の借り換えで、差し引きで500百万円の返済を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区分	第103期 (2017.4.1から 2018.3.31まで)	第104期 (2018.4.1から 2019.3.31まで)	第105期 (2019.4.1から 2020.3.31まで)	第106期(当連結会計年度) (2020.4.1から 2021.3.31まで)
売上高 (百万円)	57,328	54,006	59,274	53,587
経常利益 (百万円)	228	1,712	3,885	3,191
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	381	1,119	2,681	2,041
１株当たり当期純利益	49円31銭	144円75銭	348円63銭	269円07銭
総資産 (百万円)	69,625	67,288	69,450	66,970
純資産 (百万円)	26,353	26,937	28,999	31,342

(注) 1．当社は、2017年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。第103期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日)等を第104期の期首から適用しており、第103期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

会　社　名	所在地	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アイ・ライティング・システム	茨城県桜川市	300 百万円	100.0	照明機器の製造販売
アイグラフィックス株式会社	東京都墨田区	180 百万円	100.0	光・環境機器の販売
エナジー・サイエンス・インク	米国マサチューセッツ州	18,400 千米ドル	100.0	電子線照射装置の製造販売
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	米国オハイオ州	18,786 千米ドル	100.0	照明機器の製造販売

(注)　株式会社つくばイワサキにつきましては、2020年５月12日付で株式会社アイ・ライティング・システムと合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

⑷ 経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社グループは、「光テクノロジーを通して豊かな社会と環境を創造する」を企業理念に、光の持つ潜在力を極め、最先端の光技術を駆使して、省エネルギー推進と安全・安心の環境に貢献する「光・環境カンパニー」への飛躍を目指すことを経営方針としております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、現在、世界経済およびわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束時期が依然として不透明ではありますが、地域、産業によっては当連結会計年度に抑制された設備投資の反動も想定され、社会、経済活動の正常化による景気の持ち直しが期待されています。

このような事業環境の中、照明事業においては、「脱炭素社会」への実現に向け、国レベルの省エネルギーに対する政策も加速すると想定され、ストック需要に対するLED照明導入促進は期待できるものと考えております。また、光・環境事業においては、殺菌分野では感染症拡大を背景とした衛生意識の向上、UVキュア分野では環境負荷対策に向けた需要が想定され、これら市場環境に連動した事業活動を推進してまいります。

今後、当社グループは、照明事業と光・環境事業において、これまで培ってきた光技術と新たな技術の結合により、独自性のある商品開発と周辺事業を含めたソリューションビジネスの展開を図り、より一層付加価値を高めた商品・サービスの提供を推進してまいります。

照明事業においては、施設照明、産業照明分野で、市場のニーズに対応した付加価値の高い商品開発および周辺事業を含めたトータルソリューションビジネスを展開してまいります。

LED照明は、制御システムを組み合わせることにより、LEDの省エネ性能をさらに引き出すことや、光の質の向上、演出といった、快適で楽しさのある照明環境の創造が実現できると考えております。商品開発においては、当社グループで保有する配光技術、回路制御技術と外部技術の結合を図り、より一層、省エネ性能を追求し、環境負荷低減に向けた照明システムや、人と光が身近に関わることのできるアプリケーションなど、付加価値の高い商品の開発に注力してまいります。

また、近年多発している自然災害を背景に、屋外照明や施設照明に求められる役割やニーズが多様化してきております。停電発生時における道路や歩道、避難所など、様々な環境において、万が一の事態が発生しても「照明による安心と安全」を提供できる、防災・減災を意識した照明システムの市場訴求にも取り組んでまいります。

これら、環境の変化や市場の多様なニーズに対応するために、機器やデバイスの調達力を強化するとともに、ハードの提供だけでなく、関連するソフトと新たなサービスの提供を視野に入れた技術構築とソリューションの実現に向けた研究開発を推進してまいります。

光・環境事業につきましては、当社グループが取り扱う紫外線や電子線など、様々な光技術を応用することで、殺菌関連分野、環境試験関連分野、UV/EBキュア関連分野において、事業を展開してまいります。

殺菌関連分野では、空気循環式紫外線清浄機「エアーリア」に搭載する紫外線光源の新型コロナウイルスの不活化について、高い有効性があることが確認できておりますが、今後においても信頼性の高い技術と外部技術を結合した商品開発をスピーディに行い、衛生環境の改善や感染症の拡大防止に貢献してまいります。

環境試験関連分野では、新たな試験装置の開発や光照射システムを構築し、国内に留まらず、海外市場での展開を強化することで事業の維持拡大を図ってまいります。また、UV/EBキュア関連分野では、従来の産業向けの個別商品の研究開発、商品展開だけでなく、新たな市場への展開、新たなアプリケーションの開発に取り組んでまいります。

更に、光・環境事業全体として、地球温暖化防止、環境負荷低減に向け、当社グループが保有する光の基礎技術を最大限に活用して、周辺技術との擦り合わせを積極的に行い、短期的な取り組みに留まることなく、中長期的視点に立って、新たな事業フィールドの創造に取り組んでまいります。

当社グループは、照明事業、光・環境事業を推進する上で、ソリューションビジネスの展開に向けた研究開発と、DX推進、バリューチェーンの改革に向けた取り組みに経営資源を重点的に配分し、光技術と新たな技術の結合による付加価値提供を推進してまいります。また、社会課題の解決を念頭に置いた新たなビジネスを創出し、SDGsを含めたサスティナビリティへの貢献を通して、企業価値を高めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

当社グループの事業および主要製品は下記のとおりであります。

事業区分	主要製品等	販売実績による構成比
照明事業	ＬＥＤ、照明用高輝度放電灯、安定器、施設用照明器具、照明制御機器、その他特殊照明	69.3%
光・環境事業	特殊用途用光源・器具（水質浄化、殺菌、改質硬化、環境試験等） 電子線照射装置（改質、滅菌等） 情報機器（道路情報装置、ＩＴ、電子部品等）	30.7%

⑹ **企業集団の主要拠点等**（2021年３月31日現在）

当　　社	本社	東京都中央区
	生産事業所	埼玉製作所（埼玉県行田市） 川里工場（埼玉県鴻巣市） 本庄工場（埼玉県児玉郡上里町）
	販売事業所	東京営業所（東京都中央区） 近畿営業所（大阪府大阪市）
	その他	ショールーム（東京都中央区）
株式会社アイ・ライティング・システム	本社	茨城県桜川市
アイグラフィックス株式会社	本社	東京都墨田区
エナジー・サイエンス・インク	本社	米国マサチューセッツ州
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	本社	米国オハイオ州

(7) **従業員の状況**（2021年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
照明事業	1,076 (89) 名	△116 (△11) 名
光・環境事業	640 (22) 名	23 (2) 名
全社(共通)	59 (0) 名	△5 (0) 名
合計	1,775 (111) 名	△98 (△9) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
909 (67) 名	△11 (0) 名	45.3歳	20.7年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,466百万円
株式会社三井住友銀行	1,203百万円

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　23,900,000株
② 発行済株式の総数　　7,821,950株（自己株式159,710株を含む）
③ 株主数　　7,105名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	498千株	6.51%
ミネベアミツミ株式会社	300	3.92
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	249	3.25
岩崎電気協力会持株会	215	2.81
株式会社みずほ銀行	183	2.40
明治安田生命保険相互会社	180	2.35
株式会社三井住友銀行	168	2.20
アイランプ社員持株会	166	2.18
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	158	2.06
日本土地建物株式会社	154	2.02

（注）１．信託銀行各社の持株数は、信託業務に係る株式数であります。
２．当社は、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board　Benefit　Trust））」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（以下「信託E口」といいます。）が当社株式75,050株を保有しております。
３．持株比率は、自己株式（159,710株）を控除して計算しております。自己株式には信託E口が所有する当社株式75,050株は含まれておりません。
４．当社は、自己株式を159,710株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
５．日本土地建物株式会社は、2021年４月１日より中央日本土地建物株式会社に社名変更しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株　式　数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	4,950株	２名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「⑵会社役員の状況④　取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

⑥　その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得しております。

取締役会決議日	2020年３月９日
取得対象株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	75,000株
株式の取得価額の総額	89百万円
取 得 期 間	2020年3月10日～2020年4月21日

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊　藤　義　剛	
取　締　役	加　藤　昌　範	上席執行役員 知財法務部、ＣＳセンター担当、財務経理部管掌
取　締　役	稲　森　　真	上席執行役員 埼玉製作所長、品質保証部、評価試験センター担当、生産技術部管掌
取　締　役	上　原　純　夫	上席執行役員 光・環境事業部長
取　締　役	青　山　誠　司	上席執行役員 照明事業部長
社外取締役	大　屋　健　二	
社外取締役	田　内　常　夫	
常勤監査役	加　藤　浩　昭	
常勤監査役	星　野　治　彦	
社外監査役	渡　邊　正　三	
社外監査役	鈴　木　直　人	日本ハーデス株式会社 代表取締役社長

（注）　１．当事業年度における取締役および監査役の就任・退任は次のとおりであります。

〔就任〕

氏名	就任日	地位
青山誠司	2020年６月25日	取締役
星野治彦	2020年６月25日	常勤監査役

〔退任〕

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
有松正行	2020年６月25日	任期満了	取締役 上席執行役員
藤井英哉	2020年６月25日	任期満了	常勤監査役

2．社外監査役 渡邊正三、鈴木直人 の両氏はともに金融機関での長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．当社は、社外取締役 大屋健二、田内常夫、社外監査役 渡邊正三 の３氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．当社は、執行役員制度を導入しており、取締役兼務者を除く2021年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
〔上席執行役員〕有松正行、山田智彦 〔執行役員〕糸川 剛、漆原 嗣、折戸日出海、池田顕司
5．当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しており、当委員会の委員は、代表取締役、社外取締役で構成されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、その保険料を全額当社が負担しております。
当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

④　取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	業績連動報酬	
取締役 （うち社外取締役）	183 （24）	155 （24）	— （—）	27 （—）	8 （2）
監査役 （うち社外監査役）	38 （10）	38 （10）	— （—）	— （—）	5 （2）
合計 （うち社外役員）	221 （34）	194 （34）	— （—）	27 （—）	13 （4）

（注）１．使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は、支給していないため含まれておりません。
２．業績連動報酬の額は、当事業年度に計上した付与ポイントに対する引当額であり、実際の支給額とは異なります。
３．2021年3月31日現在の取締役は７名（うち社外取締役は２名）、監査役は４名（うち社外監査役は２名）であります。上記取締役、監査役の員数と相違しておりますのは、2020年６月25日開催の第105回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名および監査役１名が含まれていることによります。

１）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、任意の諮問機関である指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。

具体的には、取締役の報酬については、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、業績を反映した「賞与」および中長期的に企業価値向上に繋げるための業績連動の「信託型株式報酬」で構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

ロ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月次の固定報酬とし、役位、在任年数に応じて、当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ハ．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、業績を反映して支給する「賞与」のほか、中長期的に企業価値向上に繋げるために退任時に支給する業績連動型の2016年６月28日付株主総会決議により定めた「信託型株式報酬」を導入しております。「信託型株式報酬」の業績連動報酬に係る指標につきましては、役員株式給付規程において定める連結営業利益の達成度を指標としており、その達成度合いに応じた株式等を給付する定めとなっております。

ニ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合につきましては定めておりません。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その内容は、各取締役の基本報酬および賞与の額とします。

委任を受けた代表取締役社長は、指名報酬委員会へ意見を求め、その意見を踏まえて内容を決定いたします。

２）取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長 伊藤 義剛がその具体的内容について委任を受けるものとし、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を

行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。その他の事項につきましては、1）ホ．に記載のとおりであります。

3）業績連動報酬等に関する事項

当社が導入している「信託型株式報酬」の業績連動報酬に係る指標につきましては、役員株式給付規程において定める連結営業利益の達成度を指標としており、当事業年度の指標目標が連結営業利益1,200百万円であるところ、実績は2,941百万円となっております。また、当該指標を選定した理由は、業績の向上および企業価値増大への貢献度合いを測る指標として最適であることを理由としております。その他の事項につきましては、1）ハ．に記載のとおりであります。

4）非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容につきましては、1）ハ．に記載のとおりであります。非金銭報酬を含めた当事業年度の報酬の実績は、④ 取締役および監査役の報酬等 に記載のとおりであります。

5）取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年６月29日開催の第90回定時株主総会において年額400百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2016年６月28日開催の第101回定時株主総会において、株式報酬として信託型株式報酬を導入（社外取締役は付与対象外）し、本信託に拠出する３事業年度における上限額を300百万円、本信託が取得する３事業年度における上限株式数を150,000株、取締役に付与される１事業年度あたりのポイント数合計を50,000ポイント（当社普通株式50,000株相当）を上限とする旨の決議をしております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は６名です。

監査役の金銭報酬の額は、2005年６月29日開催の第90回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

⑤　社外役員に関する事項

1）他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外監査役 鈴木直人氏は日本ハーデス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
当社と日本ハーデス株式会社との間には特別な関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

地 位	氏 名	出席状況		主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外取締役	大屋健二	12回中12回 (100.0%)	—	社外取締役 大屋健二氏 は当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べており、同氏の知見を活かしたアドバイスをいただいております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名報酬委員会において、社外の立場から客観的な助言や意見を述べ、当社経営の透明性、公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。
社外取締役	田内常夫	12回中12回 (100.0%)	—	社外取締役 田内常夫氏 は、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べており、同氏の知見を活かしたアドバイスをいただいております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名報酬委員会において、社外の立場から客観的な助言や意見を述べ、当社経営の透明性、公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。
社外監査役	渡邊正三	12回中12回 (100.0%)	10回中10回 (100.0%)	社外監査役 渡邊正三氏 においては、当事業年度に開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な発言を行っております。
社外監査役	鈴木直人	12回中12回 (100.0%)	10回中10回 (100.0%)	社外監査役 鈴木直人氏 においては、当事業年度に開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な発言を行っております。

（注）1．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容ならびに過年度の監査における職務遂行状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に要請し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
Ⅰ　流動資産	**45,195**	**Ⅰ　流動負債**	**19,842**
現金及び預金	18,503	支払手形及び買掛金	5,808
受取手形及び売掛金	12,238	電子記録債務	5,155
電子記録債権	1,897	短期借入金	700
商品及び製品	6,085	1年内返済予定の長期借入金	4,200
仕掛品	1,451	未払法人税等	537
原材料及び貯蔵品	4,490	未払消費税等	350
その他	566	賞与引当金	756
貸倒引当金	△37	クレーム処理引当金	111
Ⅱ　固定資産	**21,774**	その他	2,222
１．有形固定資産	**15,781**	**Ⅱ　固定負債**	**15,785**
建物及び構築物	5,086	長期借入金	600
機械装置及び運搬具	840	繰延税金負債	182
工具、器具及び備品	492	再評価に係る繰延税金負債	1,118
土地	9,248	退職給付に係る負債	12,150
リース資産	24	資産除去債務	134
建設仮勘定	89	役員株式給付引当金	69
２．無形固定資産	**469**	その他	1,530
ソフトウエア	283	**負債合計**	**35,628**
その他	186	**【純資産の部】**	
３．投資その他の資産	**5,524**	**Ⅰ　株主資本**	**28,649**
投資有価証券	4,611	**資本金**	**8,640**
繰延税金資産	432	**資本剰余金**	**2,069**
その他	497	**利益剰余金**	**18,262**
貸倒引当金	△15	**自己株式**	**△323**
		Ⅱ　その他の包括利益累計額	**2,675**
		その他有価証券評価差額金	**1,891**
		土地再評価差額金	**2,348**
		為替換算調整勘定	**△515**
		退職給付に係る調整累計額	**△1,048**
		Ⅲ　非支配株主持分	**16**
		純資産合計	**31,342**
資産合計	**66,970**	**負債純資産合計**	**66,970**

連結損益計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**53,587**
売上原価		**36,636**
売上総利益		**16,950**
販売費及び一般管理費		14,009
営業利益		**2,941**
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	101	
受取賃貸料	10	
保険配当金	24	
持分法による投資利益	2	
助成金収入	155	
その他	61	360
営業外費用		
支払利息	87	
為替差損	1	
和解金	15	
その他	6	110
経常利益		**3,191**
特別利益		
固定資産売却益	6	6
特別損失		
固定資産除売却損	3	
事業構造改革費用	187	
減損損失	214	405
税金等調整前当期純利益		**2,792**
法人税、住民税及び事業税	923	
法人税等調整額	△173	750
当期純利益		**2,041**
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,041**

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,640	2,069	16,466	△298	26,877
当期変動額					
剰余金の配当			△307		△307
親会社株主に帰属する当期純利益			2,041		2,041
自己株式の取得				△32	△32
自己株式の処分				7	7
土地再評価差額金の取崩			61		61
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	1,796	△24	1,771
当期末残高	8,640	2,069	18,262	△323	28,649

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,546	2,410	△378	△1,472	2,104	17	28,999
当期変動額							
剰余金の配当							△307
親会社株主に帰属する当期純利益							2,041
自己株式の取得							△32
自己株式の処分							7
土地再評価差額金の取崩							61
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	345	△61	△136	423	571	△0	570
当期変動額合計	345	△61	△136	423	571	△0	2,342
当期末残高	1,891	2,348	△515	△1,048	2,675	16	31,342

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
Ⅰ　流動資産	**31,514**	**Ⅰ　流動負債**	**16,348**
現金及び預金	11,552	支払手形	525
受取手形	1,547	電子記録債務	4,703
電子記録債権	1,248	買掛金	4,497
売掛金	9,763	1年内返済予定の長期借入金	4,200
商品及び製品	4,393	リース債務	70
仕掛品	507	未払金	790
原材料及び貯蔵品	1,614	未払法人税等	404
前渡金	96	未払消費税等	244
前払費用	104	未払費用	78
短期貸付金	657	未払利息	25
未収入金	54	前受金	94
その他	0	預り金	104
貸倒引当金	△26	賞与引当金	495
Ⅱ　固定資産	**22,240**	クレーム処理引当金	112
１．有形固定資産	**13,355**	**Ⅱ　固定負債**	**13,952**
建物	3,659	長期借入金	600
構築物	154	リース債務	25
機械及び装置	303	繰延税金負債	196
車両運搬具	5	再評価に係る繰延税金負債	1,118
工具、器具及び備品	313	退職給付引当金	10,491
土地	8,852	長期預り保証金	1,338
リース資産	12	資産除去債務	94
建設仮勘定	54	役員株式給付引当金	69
２．無形固定資産	**355**	関係会社事業損失引当金	9
ソフトウエア	267	その他	9
リース資産	74	**負債合計**	**30,300**
その他	13	**【純資産の部】**	
３．投資その他の資産	**8,528**	**Ⅰ　株主資本**	**19,219**
投資有価証券	3,940	**資本金**	**8,640**
関係会社株式	3,430	**資本剰余金**	**1,909**
出資金	18	資本準備金	1,909
関係会社出資金	779	**利益剰余金**	**8,992**
長期貸付金	1	利益準備金	198
その他	358	その他利益剰余金	8,793
		繰越利益剰余金	8,793
		自己株式	**△323**
		Ⅱ　評価・換算差額等	**4,234**
		その他有価証券評価差額金	**1,886**
		土地再評価差額金	**2,348**
		純資産合計	**23,454**
資産合計	**53,754**	**負債純資産合計**	**53,754**

損益計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**45,390**
売上原価		**33,308**
売上総利益		**12,082**
販売費及び一般管理費		9,922
営業利益		**2,159**
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	335	
受取賃貸料	203	
保険配当金	22	
その他	77	648
営業外費用		
支払利息	79	
貸与資産減価償却費	114	
為替差損	4	
和解金	15	
その他	3	216
経常利益		**2,591**
特別損失		
固定資産除売却損	2	
関係会社貸倒引当金繰入額	24	
事業構造改革費用	32	
減損損失	164	224
税引前当期純利益		**2,367**
法人税、住民税及び事業税	719	
法人税等調整額	△12	707
当期純利益		**1,660**

株主資本等変動計算書

(2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	8,640	1,909	1,909	168	7,409	7,577	△298	17,829
当期変動額								
剰余金の配当				30	△338	△307		△307
当期純利益					1,660	1,660		1,660
自己株式の取得							△32	△32
自己株式の処分							7	7
土地再評価差額金の取崩					61	61		61
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	30	1,383	1,414	△24	1,389
当期末残高	8,640	1,909	1,909	198	8,793	8,992	△323	19,219

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,550	2,410	3,960	21,789
当期変動額				
剰余金の配当				△307
当期純利益				1,660
自己株式の取得				△32
自己株式の処分				7
土地再評価差額金の取崩				61
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	336	△61	274	274
当期変動額合計	336	△61	274	1,664
当期末残高	1,886	2,348	4,234	23,454

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

岩崎電気株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　植村文雄　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　滑川雅臣　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、岩崎電気株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意

見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

岩崎電気株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　植村文雄　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　滑川雅臣　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、岩崎電気株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年3月３１日までの第１０６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保するための体制、以下「内部統制システム」という。）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役及び内部監査室並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

岩崎電気株式会社　監査役会

常勤監査役　加藤浩昭　㊞

常勤監査役　星野治彦　㊞

社外監査役　渡邊正三　㊞

社外監査役　鈴木直人　㊞

以　上

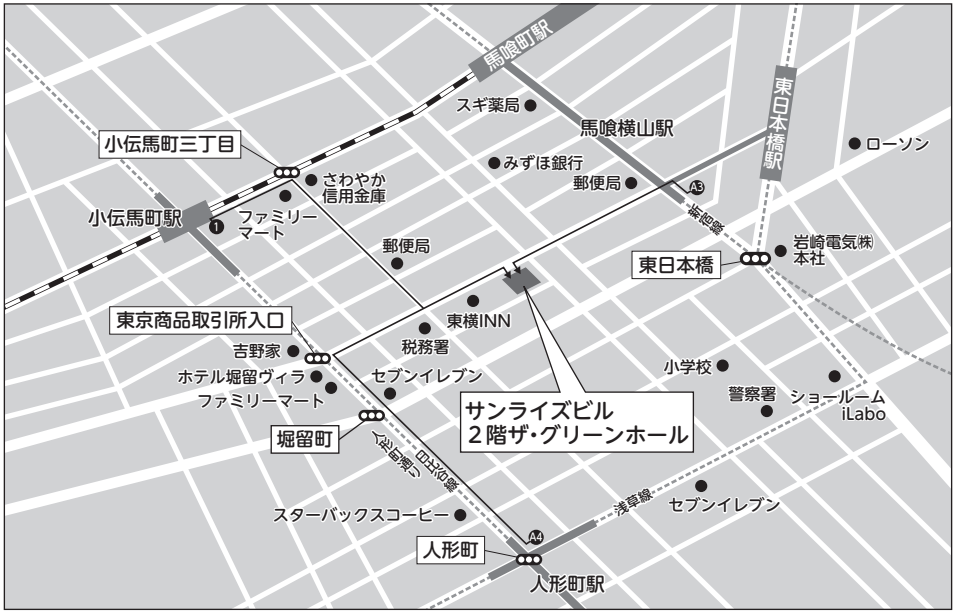
メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会 場　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル 2階ザ・グリーンホール



アクセス

- ■ 都営新宿線「馬喰横山駅」より徒歩約３分（出口A3）
- ■ 都営浅草線「東日本橋駅」及びＪＲ総武快速線「馬喰町駅」より徒歩約４分
  （地下道を利用し、都営新宿線方面の出口A3が便利です）
- ■ 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」より徒歩約４分（１番出口）
- ■ 東京メトロ日比谷線「人形町駅」より徒歩約５分（出口A4）

※ 会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
※ 受付は午前９時に開始いたします。
※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からマスクのご持参・ご着用をお願い申しあげます。
また、会場入口付近で検温を実施させていただきます。何卒ご理解の程お願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。